

小千谷市バリアフリー基本構想
(東小千谷地区)における
交通安全特定事業計画

令和 8 年 3 月

新潟県公安委員会

小千谷市バリアフリー基本構想における 新潟県公安委員会の交通安全特定事業計画

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条の規定に基づき、小千谷市バリアフリー基本構想の JR 小千谷駅及び駅前広場を含む東小千谷地区の重点整備地区における交通安全特定事業計画を、次のとおり定める。

記

- 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間
(別添「小千谷市バリアフリー基本構想重点整備地区」参照)

番号	路線名	区間
1	国道 351 号	大字ひ生丙地内「旭町交差点」～「防災公園前交差点」
2	市道 旭町東栄線	旭町地内「小千谷駅前交差点」～「旭町交差点」

- 2 前記 1 の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

道路の区間	事業の内容	実施予定期間
番号 1・2	○視覚障害者用付加装置 ^(注) ○横断時間確保 ○横断歩道の補修	短期 (令和7年度～令和11年度)

(注) 視覚障害者用付加装置とは、信号機の歩行者用信号が青表示していることを特定の音響(ビープ音、カッコー)で知らせる装置。

- 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

- (1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、関係機関と相互に事業の進捗状況を確認するとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

- (2) 交通規制の点検・見直し

交通規制の実施に当たっては、高齢者や障害者等の通行状況、交通量、道路状況等の交通実態を踏まえて、必要に応じて交通規制の見直しを実施する。

- (3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車取締りや放置自転車の撤去、広報啓発活動等について、関係機関と連携して違法駐車行為の防止に資する事業を重点的かつ計画的に実施する。

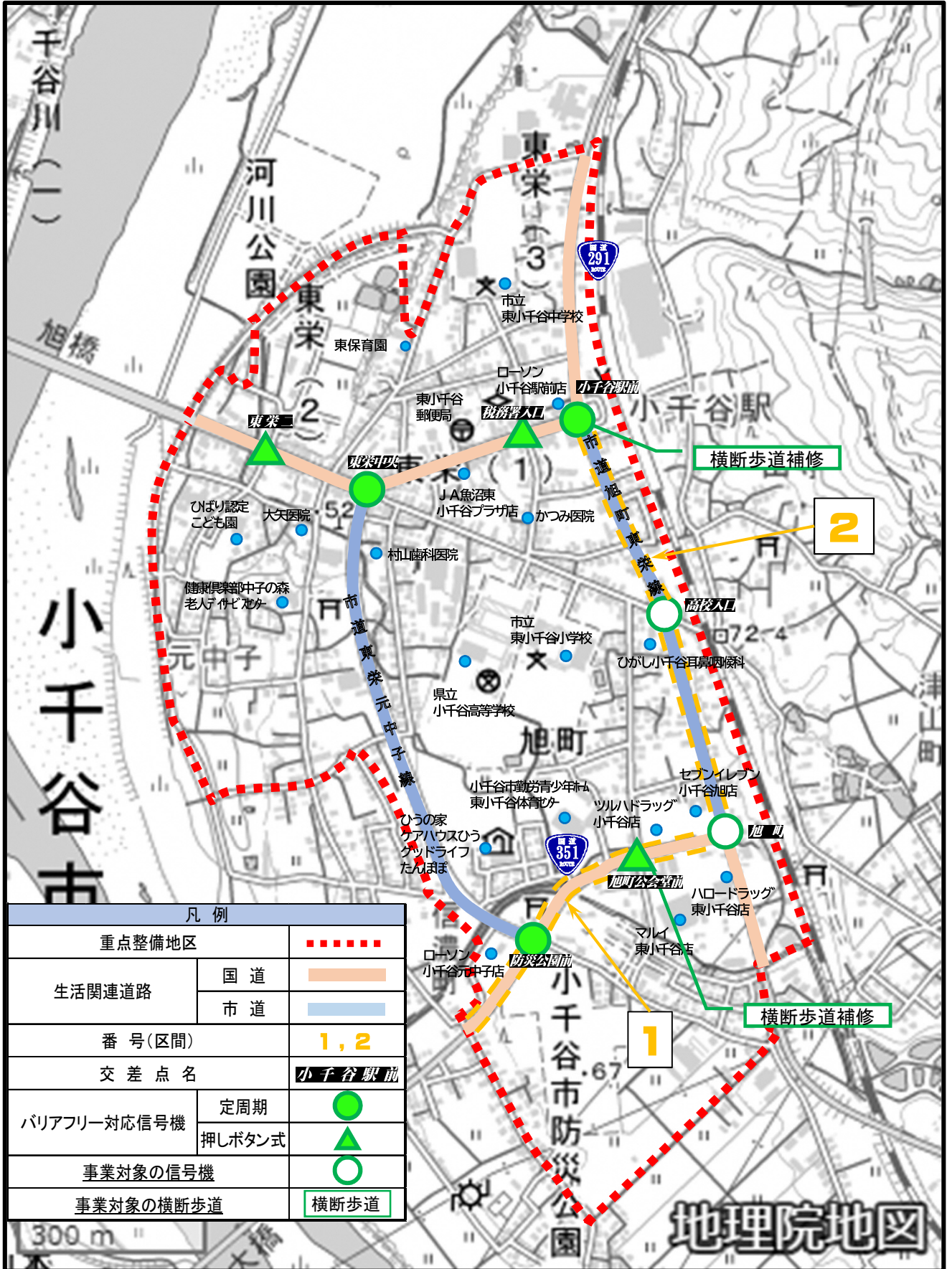
〒950-8553

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部交通部 交通規制課

電話 025-285-0110

小千谷市バリアフリー基本構想重点整備地区



地理院地図